

準備書面(4)

原告 生田 暉 雄

被告 国

平成22年4月5日

原告 生田 暉 雄



東京地方裁判所民事第38部 御中

最高裁の裏金

記

第1、憲法違反の裁判官の統制をし、その統制によって浮いた金を裏金とする 最高裁

1、裁判官の独立は憲法上保障されている(憲76条)。

独立を憲法上保障された裁判官を統制すること自体、憲法違反である。

2、4号報酬、3号報酬、2号報酬の裁判官の全部ではなく、その一部をそれぞれ3号、2号、1号にするためには、その号の級別定数の規定が必要であるが、最高裁にはその規定が無い。

さらに、上の号に昇格昇級するための要件、期間等を定めた規定も無い。

そのため、最高裁は、恣意的に、4号、3号、2号該当者をそれぞれ1号俸上の3号、2号、1号にすることができる。

最高裁が恣意的に号俸を上げるため、裁判官は最高裁の顔色をうかがって仕事をすることになり、最高裁の意向を自然と裁判官に伝えることが出来る。

これが最高裁による裁判官統制の基本手段である。

3、最高裁の裏金は、この裁判官統制の手段によって必然的にもたらされる、

いわば「浮いた金」である。

最高裁は恣意的に裁判官を統制せんがため、裁判官報酬3号、2号、1号の各級別定数を定めない。

即ち、3号、2号、1号の各級の定数が何名であるかを明らかに定めていないのである。

それだけでなく、3号、2号、1号に昇格、昇級する要件、期間も定めていない。

それでいて、4号裁判官が3号になる全員分の予算を獲得する。3号裁判官が2号になる予算、2号裁判官が1号になる予算についても、それぞれ3号、2号の全員分を獲得する。

しかし、現実には4号から3号へ、3号から2号へ、2号から1号へ、その年に昇格、昇級するのはそれぞれの号俸の約3分の1である。

そこで、獲得した3号、2号、1号分の予算のうち約3分の2が余る。

最高裁はこれを全部裏金としているのである。推定で年間5億円近くである。

4、このような裏金の獲得はもちろん犯罪行為である。

3分の1しか必要としない3号、2号、1号分の予算として10割の予算請求し、それを裏金として獲得する行為は、虚偽公文書偽造、詐欺、横領、背任罪に該当する。

5、一方で、このように憲法違反の裁判官の統制をし、同時に犯罪行為もしている最高裁及びそれに従順と従っている各裁判官に憲法に従った判決が出来るはずがない。

これが、主権者が不信に思う行政権追認、追従の本来違憲であるべき裁判を合憲とする判決理由である。

6、以上のように最高裁が裏金を取得しているおそれが濃厚なので、別紙(1)の別紙(一)第1の2、第4、第5、第6で司法行政文書開示申出をした(甲第1号証)が、最高裁は開示しない(甲第7、9号証)。

第2、最高裁の裏金は世間ではどのように論じられているか

1、前出の「裁判が日本を変える」の115頁以下を見てみよう。

『四、最高裁の「裏金？」』

裁判官を4号から3号に昇給させるために予算配布を受けながら、4

号全員を昇給させず、一部の裁判官を年次を遅らせて昇給させるとします（永久に3号にならない裁判官もいます）。そうすると相当額の予算が余ってきます。おそらくこの余った予算は、事実上最高裁の裏金になります。1年の裏金自体相当な額にのぼると思われませんが、4号3号問題が何十年も続いているということになると、蓄積された裏金の額はいかほどになるでしょう。推測では何百億円になると思われま

す。検察では行ってもいない調査活動（調活）を行ったかのように装って、経費を計上して裏金にしています（市川利明『日本の裏金(下)』第三書館、2頁以下、210頁）。警察では情報提供者に「捜査用報償費」を支払ったことにして偽造領収書を作成して裏金を捻出しています（同書212頁以下、418頁）。しかしさすがは最高裁、検察や警察とは裏金の単位が違います。

最高裁はこの裏金を利用して、裁判員裁判の違法なタウンミーティングに公文書を変造し、違法なさかのぼり契約で、27億円もの費用をマスコミに出費しました。そればかりでなく契約書式はイベント請負には使えないはずの、裁判所庁舎の補修に使う書式をあてるという無茶苦茶さです（魚住昭『官僚とメディア』角川書店、201頁）。

これはきわめて由々しき事態といわなければなりません。この疑念を晴らすためには、昇級の時期・期間・判断基準・理由の開示など、適正手続を明朗にすべきでしょう。手続の透明性及び説明責任が切実・早急に求められているのです。「正義を実現すべき裁判所において、その内部に不正などあろうはずがない」といった、いわば裏返しされた「お上意識」からの脱却が、われわれ国民に求められているのです。

一度でも裁判に関係した人は、法的サービスという役割を忘れた裁判所・裁判官のきわだった権威主義的態度にお気づきのことと思います。裁判の内容によって国民から信頼を得るのではなく、外形的な権威で裁判の威厳を保とうとしているのです。国民が主権者であるという実感が、裁判に関与して全く感じられないという現実があります。裁判所や裁判官は、みずからの存在が主権者たる国民の信託に基づいているということをおぼえているのではないのでしょうか。

このような現実を前にして、主権者であるわれわれ国民は、二つのことに気づくべきだと思います。一つは、権威主義的に振る舞わなければならない司法の内部事情があるのではないかと。権威主義的に振る舞うことによって何かを隠そうとしているのではないかと。もう一つは、国民主権の行使のあり方が不十分なのではないかと。つまり、陪審制など、司法に直接的に国民・市民が参加しなければならない段階にきているのではないかと。ということです。

いずれにしても、このような背景を基盤として、刑事では「調書裁判」、

民事では門前払いの裁判が行われているのです。この国は、近代的な三権分立の社会ではないのです。

以上のように、ヒラメ裁判官問題は官僚統制がとことん進むとどうなるかという具体例です。

裁判官が主権者たる国民を放ったらかして、自己保身、自己の利益の追及のため、最高裁の意向や上司ばかりを気にして、上司が未だ言わないことまでも率先して先取りしていく、恐ろしい状況下に、われわれ国民は置かれているのです。

なぜ裁判所が憲法判断をしないのか（例えば靖国訴訟）という表面的な次元の問題としてとらえるのではなく、裁判官の統制の問題としてとらえて、これを根本的に除去する方法を追及する必要があるのです。これは、裁判員裁判の問題どころではない焦眉の問題なのです。日本では真の裁判制度が無いといってもよいのです。』

第3、最高裁の裏金を許して真の「主権在民」が果たせるのか

- 1、以上のように、最高裁は4号から3号へ、3号から2号へ、2号から1号について、実質上の級別定数を実施しながら、予算獲得については、級別定数ではなく全員分の予算を獲得し、実質は級別定数をして、獲得した予算の残余を全て裏金としている。
- 2、裁判官報酬の昇格・昇級規定を設けずに恣意的に昇格・昇級するだけでなく、級別定数を設けず全員分の予算を獲得して、実質上は級別定数の実施をし、獲得した予算の残余を全て裏金とすることは虚偽公文書作成、業務上横領、詐欺、背任罪に当たる。
- 3、このような、憲法違反の裁判官の統制及びそれで浮かした金を犯罪行為である裏金とする最高裁を許して、真の主権在民といえるのか。

第4、結論

以上のことから、本件請求は是認されるべきである。

以上